

# 繊維産業における下請適正取引等の推進 のためのガイドラインの改正について

平成27年4月

繊維課

---

## 背景・改正のポイント

- 経済産業省では昨年10月3日より、円安などを背景とした原材料・エネルギーコスト増加分の転嫁対策パッケージを公表・実施。
- 昨年12月16日には、“経済の好循環実現に向けた政労使会議”において、「経済界は、取引企業の仕入れ価格の上昇等を踏まえた価格転嫁や支援・協力について総合的に取り組む」ことが指摘された。

今年3月、

「繊維産業における下請適正取引等の推進のためのガイドライン」※を改正

主な改正のポイントとしては・・・

- 繊維業界において下請法上問題となるおそれがある具体的行為類型を下請法で規定する禁止行為別に、留意点、望ましい取引慣行、そして具体的ベストプラクティスについて提示。
  - ①買ったとき、②受領拒否、③下請代金の減額、④割引困難な手形の交付、⑤不当な経済上の利益の提供要請、⑥不当な給付内容の変更及び不当なやり直し
- 家内労働法に基づく最低工賃の遵守について提示。

※以下、「ガイドライン」という

## 下請法で規定する禁止行為の例「買ったたき」

### ① 技術的難易度や工数を適切に評価した取引価格の設定及び原材料価格、エネルギーコスト等の価格転嫁

取引製品の単価については、品質や返品への対応などの条件を加味しながら親事業者と下請事業者が十分に協議を行い、両事業者が適正な利益を確保できる程度の合理的な製品単価を設定することが必要である。

#### <下請法に抵触する想定例>

- 下請事業者が、技術的難易度が高く、相当の手間もかけ品質の高い製品を生産しているにもかかわらず、親事業者がこうした技術的難易度や工数を適切に評価しないまま、下請事業者と十分に協議することなく、従来通りの取引価格での納入を一方的に求めた。
- 原材料費が高騰している状況において、下請事業者は、自社で調達した材料費の増加分を取引価格に反映するよう親事業者に求めたにもかかわらず、親事業者は、下請事業者と十分に協議することなく、一方的に従来通りの価格に据え置いた。

#### <望ましい取引慣行>

- コスト増に対応するため、今後の経費動向などを踏まえた明確な算出根拠に基づいて、親事業者と下請事業者が十分に協議を行い、合理的な製品単価を設定することが望ましく、あらかじめ算定の手法等についても合意しておくことが望ましい。
- 経費を負担する主体を明確にすることによって、コスト管理能力の向上に資し、また原材料価格、エネルギーコスト等の高騰の影響を最小限に抑えようとする両事業者の工夫を引き出す可能性があることに留意すべきである。

## 下請法で規定する禁止行為の例「買ったたき」

### ② 追加発注等に関する価格取り決め

追加発注分の生産原価は、初回発注時よりも発注が少量であることが多いため、一般的に初回発注時の原価より高くなりがちである。下請法の適用対象となる取引を行う場合には、親事業者が一方的に初回発注時と同じ単価で、下請事業者に対して少量の追加発注を行うと、買ったたきに該当するおそれがある。

#### <下請法に抵触する想定例>

- 初回生産終了後の追加発注分について、生産コストが初回発注分を大きく上回る状況となり、親事業者から新たに見積りの依頼がなかったために下請事業者から単価の値上げを求めたにもかかわらず、親事業者は、下請事業者と十分に協議することなく、一方的に従来通りの初回発注段階を前提とした単価を据え置いた。

#### <具体的なベストプラクティス>

- 追加発注分について発注時にあらかじめ取り決めをしている例  
追加発注分の支給期間について、あらかじめ初回発注分発注時に書面の取り決めにより価格を決定している。また、追加発注分については所定の割増し率を加算して設定している。
- 見積時の条件変化による価格の見直しを事前に合意している例  
初回発注分の見積書に見積価格の前提となる発注数量を明確にしておき、実際の発注数量が当初の±〇%以上変動した場合は、再見積を行う旨を最初の見積書に記載し合意している。

## 家内労働法に基づく最低工賃の遵守

- 家内労働法とは、家内労働者の労働条件の向上と生活の安定を図ることを目的として、家内労働手帳の交付の徹底、工賃支払いの確保、最低工賃、安全衛生の措置などについて定めた法律である
- 家内労働法上の最低工賃が守られていない取引は、メーカー等において人件費等への不当なしわ寄せが行われている可能性があり、場合によっては下請法で禁止している不当な買いたたき等にも該当するおそれがあることから、発注元事業者は注意が必要である。
- 家内労働法で規定する最低工賃の額や対象となる業務内容等については、厚生労働大臣または都道府県労働局長が決定できるとされており、委託内容が同法に定める最低工賃等の対象となるか否か等については、必要に応じて、都道府県労働局へ確認することが望ましい。

### 家内労働者とは・・・

以下の要件をすべて備えた者。

- ① 製造・加工業者や販売業者(問屋など)またはこれらの請負業者などから委託を受けること。
- ② 物品の提供を受け、その物品を部品・附属品または原材料とする物品の製造、加工などに従事すること。
- ③ 委託者の業務の目的である物品の製造加工などを行うこと。
- ④ 主として、労働の対価を得るために働くものであること。
- ⑤ 自分ひとり、または同居の家族とともに仕事をし、常態として他人を使用しないこと。

### 委託者とは・・・

以下の要件をすべて備えた者。

- ① 製造・加工業者や販売業者(問屋など)またはこれらの請負業者などであること。
- ② その業務の目的物である物品について、仕事を委託すること。
- ③ 仕事を委託するときに、原則として、原材料などの物品を提供して、その物品を部品、附属品、または原材料とする物品の製造、加工などを頼むこと。
- ④ 家内労働者に直接仕事を委託すること。